

平成29年第2回定例会6月19日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前9時59分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 大城 毅議員、11番 宮城寛諄議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。議員提出案件として、意見書第2号 30人以下学級の早期完全実現のための意見書、意見書第3号 30人以下学級の早期完全実現のための意見書、意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充教育条件整備のための意見書、意見書第5号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書、意見書第6号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書、意見書第7号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書、決議第3号 国民健康保険都道府県単位化に係る要請決議、町長からの追加議案としまして議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29-1）の請負契約についてを配布してございます。それぞれ後刻議題といたします。

次に、決議第4号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることになります。以上をもって諸般の報告といたします。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時03分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第36号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第36号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第36号 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第1号）。審査の経過 本案は、6月8日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め、9日に経済建設部まちづくり振興課、民生部国保年金課、総務部総務課、教育部学校教育課より説明を受け質疑をし審査を行いました。審査終了後にまとめと採決を行いました。委員会審査のなかの主な事項を報告いたします。

1. まちづくり振興課について。予算書14ページ、6款1項5目13節。委託料40万円は、新規事業として本年度の当初予算で計上した宮城、山川、神里の3つの土地改良区への多面的機能支払交付金140万円を効率よく運用するために、推進指導及び実施状況の確認等を行い、事業運営を支援するための事務費に対する増額補正と説明がありました。

2. 国保年金課について。予算書13ページ、3款1項5目13節。委託料83万6,000円は、国民年金事務における届出書の様式統一化に係るシステム改修と説明がありました。これまで手書きでの対応をしていた事務が電子化されることから、事務の効率化につながるということが分かりました。

3. 総務課について。予算書12ページ、2款1項7目。防犯対策費2,720万円は、犯罪を抑止し安全・安心なまちづくりを目的とした防犯カメラと防犯灯を整備するための委託料及び工事請負費であり、各自治会から要望のあった防犯灯設置は105台、町が見込んだ集落間の防犯灯設置は8台であるが、今後は追加交付金の申請も予定していると説明がありました。委員からは2つの意見がありました。補助率が10分の10である沖縄安全対策事業費補助金は、今年度のみ有利な補助事業であり、この補助制度があるうちに地域の要望に応えた安全・安心のまちづくりに寄与すること。また、犯罪捜査の目的により防犯カメラに記録した画像を捜査機関が閲覧を行う等の要請があった場合には、町は口頭による要請だけで対処するのではなく書面による要請に応えるよう委員から意見がありました。

4. 学校教育課について。予算書9ページ。14款3項5目。教育費県委託金56万円は、県の指定を受け道徳教育研究事業に対する委託金と説明がありました。配布資料を用いた説明のなかで、道徳教育が特別の教科として位置付けられ、他の科目と同様に評価されることが分かりました。次に、予算書16ページ。10款1項2目7節。臨時職員賃金と11節。印刷製本費の合計253万4,000円は、28台の電子黒板を修繕するため流用した分に対する補てんと説明がありました。定例会の初日に照屋仁士議員から資料要求がありました電子黒板修繕に係る内訳表の提出があり、委員からは電子黒板が167台あることからその維持管理やメンテナンス、買い替え等を容易に検討することができるよう管理状況が一覧表等で分かりやすく把握できる資料作成に努められたいと意見がありました。以上が報告事項です。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

平成29年第2回定例会6月19日

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時08分)

再開 (午前10時09分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第36号 平成29年度南風原町一般会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4. 議案第37号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第37号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。まず、本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第37号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。本案は、6月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち当委員会に付託されたものであります。委員会では、6月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告します。今回の補正予算は、職員の産休育休に伴う代替の臨時職員賃金の補正という説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、6月12日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

平成29年第2回定例会6月19日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第37号平成29年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、可決されました。

日程第5. 議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約について 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 1億8,900万円。4. 契約の相手方 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)建設工事共同企業体 代表者住所 沖縄県那覇市真地421番地8-1階 有限会社野渡建設 代表取締役野原茂雄。構成員住所 沖縄県豊見城市字田神103番地2座安マンション105号 大友建設株式会社 代表取締役桃原芳道。内容等に関しましては、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約の詳細について補足説明をいたします。まず、2ページについて。入札結果報告書でございます。6月12日に入札を行っておりまして、設計額が消費税抜きで1億8,480万円。それに対しまして入札書比較価格が消費税抜きで1億8,480万円。最低制限価格が消費税抜きで1億6,964万6,000円でございます。落札額が消費税抜きで1億7,500万円でございます。今回、18社の共同企業体のうち1社が辞退で17社の共同企業体での応札

平成29年第2回定例会6月19日

にて執り行い、予定価格超えが4社、失格が8社で、有限会社野渡建設 代表取締役野原茂雄を代表とする有限会社野渡建設・大友建設株式会社建設共同企業体が落札をしております。以上が入札結果報告書でございます。

3ページは、工事の概要でございます。工事名 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)。工事場所が南風原町字津嘉山地内。工期は平成29年6月20日から平成30年2月14日まで。主な施工内容については、区画道路8-1-1に雨水のボックスカルバート2.5メートル・2.5メートルの布設が51メートル、内径2.2メートル・2.2メートルの布設が74メートル。同じく隣接した箇所に下水道汚水管の管径350ミリが12メートル。管径300ミリが108メートル。管径200ミリが7メートル。特殊人孔設置工が2基、人孔設置工が9基となっております。

6ページに平面図も添付されておりますので、それでご説明いたします。区画道8-1-1から本部公園線への埋設工事となっております。雨水の施工延長としましては、125メートルで、汚水の工事延長が硬質塩化ビニル管を122メートル布設する工事となっております。

4ページをお願いいたします。契約相手方の代表者である有限会社野渡建設の工事实績表を付けてございます。お目とおしをお願いいたします。

5ページが、構成員の大友建設株式会社の工事实績表となっております。お目とおしをお願いいたします。

以上で、議案第39号の説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ちょっと教えてください。契約の方法で指名競争入札とあるのですが、これについてどのような方法なのか。普通の入札とどう違うのかお問い合わせできますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 入札の方法としましては、一般競争入札と指名競争入札がございます。南風原町ではほとんどが指名競争入札です。これはランク表に基づいて、過去の実績あるいはボランティア活動とかそういったものを評価して、指名をして入札にかけております。今回については共同企業体ということで2社構成となっていて、1表、2表ともAランクの業者を指名いたしております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

平成29年第2回定例会6月19日

○3番 大城 勝君 これは精度を上げるためのシステムなのですか。それとも、範囲を定めて、その範囲の中でやるというものなのですか。指名する仕方というのは、何を目的としているのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 指名の方法としましては、もちろん、南風原町に本社あるいは代表者が在住、営業所ということをお勘案して指名をしております。

○議長 宮城清政君 3番 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 2点だけ確認させてください。まず、予定価格ですけれども、当初から予定価格は仕様書に載っていますか。というのは、なぜ予算をオーバーしているのか。予定価格を知らせているのであれば、こういうのはあり得ないと思うのですけれどもいかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 4月1日から予定価格については事後公表、入札結果のあとに公表するというようになっております。昨年までは事前に公表しておりました。そういうことがございまして、今回予定価格超えが出ております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ということは、最低制限も設定していない、予定価格も知らせていない、全て設計図書から積算してくれということによろしいわけですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 はい。最低制限価格につきましては、昨年度まで0.7から0.9までの範囲となっておりますけれども、今年度4月1日から上限の0.9を撤廃して0.7以上としております。これに関しては、業者に指名通知を出す際に、最低制限価格は0.7以上というようにお知らせをしております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では最後に、この1億8,000万円の予定価格でありますので、これについては3社JVでもいいのかと思います。と言いますのは、管工事が入っていますので、土木建築のみではなくて設備工事の業者も入れていいと思うのですが、これについて協議はなされていないのか。今後もそのような方式でいくのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時24分)

再開 (午前10時24分)

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の工事におきましては、2社JVとしておりますけれども、これは南風原町の共同企業体運用方針がございまして工事金額が1億円を超えて2億円未満の場合は2社以内、2億円から3億円未満の場合は3社以内となっており、それに基づいてやっております。

それから、管工事業者という話でございますけれども、空調関係が管工事でございますので、今回やるのは土木工事ということで土木工事業者を選定しております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時26分)

再開 (午前10時26分)

○議長 宮城清政君 再開します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では1点だけ聞かせてください。コンサルが出した見積額、それから皆さんが設定した予定価格、それはそのとおりイコールです。那覇市には専門職員がいて、コンサルが出してきた価格に審査をして、予定価格は自分たちで作ります。けれども、本町の場合はコンサルが出したものを全てそのまま予定価格として査定しています。町民の負担を考えるとしたら、やはりきちんとそういった査定が必要じゃないかと思うが、皆さんは今後ともそのようにやるのか。今後も予定価格というのが全く査定されないで、コンサルが出したものをそのまま予定価格としていくのか。今後どういうふうに運用しようと思っているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

平成29年第2回定例会6月19日

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の工事の設計額でございますけれども、この設計額につきましてはコンサルが積み上げた額ではございません。担当職員が積算して積み上げた額となっております。と言いますのは、特殊な製品については市場調査も全部入れて価格設定をしておりますので、役場の担当職員が積算した額となっております。

そして予定価格の同額につきましては、これは国から歩切りについてはやるなという指導がございまして、今はほとんど設計額イコール予定価格となります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 設計コンサルからの設計価格というのを見ていたのではなかったですか。まるきり数字は出ないで、皆さん方が査定した額が満額なのか。設計コンサルは出す、出さない、どちらですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 設計額でございますけれども、コンサルから設計額は上がってきます。それを担当職員がチェック、確認していきます。そして、先ほど説明しましたように市場調査とか特殊なものについては町のほうで調査を入れてその価格を採用してやっています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ならば、設計額はいくらだったのか。もう事後ですから公表できるでしょう。その額が分かるのであれば教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 このコンサルから出た額については今手元に持っていないくて、担当のデータとしてはあるそうです。額としてはこちらで把握していません。

○議長 宮城清政君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 皆さんは、2.5メートルと2.2の基準がありますよね。どういった理由でその差を付けているのか。と言いますのは、中央線までの雨水幹線ですよね。中央線までは同じ2.5でやるべきだったのではないかと思います。僅かな差ではありますけれど

も、気になるのは今までの県道から流れている雨水幹線と工事が違うのですよね。今までには、町長の所に真っすぐ行った雨水幹線ですよね。今はそうではなくて、斜めに行って、それをまた左側に持って行く。その差の理由です。どういった理由で差が付いたのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 お答えします。下流側が2.5かける2.5で本部公園線の交差点部までは2.5メートルのボックスとなっておりますが、本部公園線の北側からの流入が約2トンございまして、合流部から下流側については2.5メートル、そして本部公園線の津嘉山中央線向けJA側について断面が2.2メートルということで絞られております。そういった内容となっております。

○議長 宮城清政君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 ですから私が気にしているのは、中央線までは今までの水位とそんなに変わらないですよ。区画整理の区域、東側からの雨水幹線は中央線に来るのだよね。中央線までは同じボックスでもっていかないといけないのではないかと思います。上の農協近くで冠水するんじゃないかと思われま。量を測ったというが、皆さんは想像以上に雨水があったみたいな話しかしないでしょう。僅かしか違わないのに差を付ける必要はなかったんじゃないですか。同じ2.5ですれば、大きければ対応できるのです。皆さんののは今までの工事とは違うからね。真っすぐ流れる水と、今度は真っすぐではない。一旦、本部公園線の所まで行って、それからまた元の県道128の所に雨水幹線を持って行くのですよ。向こうまでは2.5、その手前から農協側に向けては皆さん2.2としていますからね。中央線から東側は皆さんの考えでいいかと思う。中央線の所に今までの雨水幹線も来るわけです。区画整理の東側から流れている水はね。どうしてわざわざここで縛ったのか理解できないです。もう一度、お願いします。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 再度ご質問にお答えします。議員おっしゃるように、中央線から来る流域分も計算して今の2.2という断面は決定しております。本部公園線の流域分として来る分がございまして、向こうから約2立米、2トンぐらいの水量が来ることから断面を一部スレンダーにする、萎めた格好になっています。国庫補助で対応しているものですから、十分精査検討した上でそのような断面になっておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 15番 大城真孝議員。

○15番 大城真孝君 皆さんが言おうとしているのは分かります。当初の雨水幹線が計画されたのは、本部公園線だったのです。それが今の中央線に変更されているのです。なんで国のせいにして精査云々言う。今までの計画からすれば本部公園線から中央線に持ってきたのだから、ここが末端にならなければいけないでしょう。やっぱりここまで2.5で来ないとおかしいでしょう。雨水幹線も本部公園線から中央線に変更したのだよ。皆さんが雨水幹線を向こうにやった理由は、区画整理区域内でやりたいと、そして下水道は都市整備課がやるから調整するのも面倒くさいということだったかも知れないけれども、末端は中央線に変更した。これが今まで上から末端へ流れて来るものは、中央線の交差点の所にしか来ないからね。そこまでは同じボックスカルバートでなければおかしいんじゃないかという意味です。それを検討すべきだと言っているのです。もう一度、お答えください。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 ではお答えします。先ほどの配置的なものから申し上げますと、自分のほうが分からないのですけれども確かに中央線も先に管が整備されておりまして、そこも今回終点部ということで取付けはいたします。基本的に下水道は、降った雨に対するこのボックスがどれだけ吐くか計算して断面を決定するわけでございます。今、計画では雨水として約10トンの計画降水がございしますが、それに対する計画断面約12トンで、十分吐けるということでご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（10時38分）

再開（10分40分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第39号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

平成29年第2回定例会 6月19日

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第39号 津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 陳情第3号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第6. 陳情第3号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず、本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告申します。陳情第3号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情でございます。本案は、6月8日の本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月9日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。処置に関しましては、のちほど意見書を提出いたします。提出者は、上原喜代子議員でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第3号 「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第7. 意見書第2号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書

日程第8. 意見書第3号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第7. 意見書第2号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書及び日程第8. 意見書第3号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書についてを一括議題とします。まず、本件に関し提出者から趣旨説明を求めます。12番上原喜代子議員。

○12番 上原喜代子君 それでは、読み上げて提案いたします。意見書第2号 平成28年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員上原喜代子。賛成者 南風原町議会議員玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書 日々、教育発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。学校現場では、個々に応じたきめの細かい指導やゆとりをもった授業が強く求められています。日本の学校の「1学級40人」定数は、国際的に見て異常な多さであり、保護者も30人以下学級を望んでいます。2011年度から国の教職員定数は、「1学級40人」から「1学級35人」に、段階的に改善することになりました。沖縄県は、独自の少人数学級施策として小学校一、二年で条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から小学校三年で「35人以下学級」、2014年度から中学一年で「35人以下学級」、2016年度から小学校四年生で「35人以下学級」、2017年度から小学五年生で「35人以下学級」を進展させています。しかし、さまざまな教育課題を抱える沖縄県では、「少人数学級」実現はまだ不十分な状況であります。すべての子どもたちが、どこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任です。そのためにも、学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題となっています。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、下記の事項を強く要請いたします。

記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとした教職員定数改善計画をすみやかに実施すること。一、「30人以下学級」の早期完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年6月19日（2017年） 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして、意見書第3号を読み上げて提出いたします。意見書第3号 平成29年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員上原喜代子。賛成者 南風原町議会議員玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛諄、大城真孝。「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書 文章は、2号と同等となっておりますので、内容を省かせていただきます。記以下を読み上げたいと思います。記 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとして教職員定数改善計画をすみやかに実施するよう国に要請すること。一、「30人以下学級」の早期完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25人以上」の引下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は正規の教職員を充てること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29（2017年）年6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第2号につきましては、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よつて意見書第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第2号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがつて、本件は可決されました。

○議長 宮城清政君 続きまして、ただいま議題となっております意見書第3号について委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よつて意見書第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第3号 「30人以下学級の早期完全実現」のための意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

平成29年第2回定例会 6月19日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第9. 陳情第4号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第9. 陳情第4号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情を議題とします。まず、本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告いたします。陳情第4号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情でございます。本案は、6月8日に本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月9日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。処置に関しましては、のちほど意見書を提出いたします。提出者は、赤嶺雅和議員でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第4号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第10. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第10. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書を議題とします。まず、本件に関し提出者から趣旨説明を求めます。9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 意見書第4号を読み上げます。平成29年6月19日 南風原町議会議

長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺雅和。賛成者 南風原町議会議員玉城 勇、知念富信、花城清文、宮城寛諄、上原喜代子、大城真孝。義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 日々、教育の発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには、財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、教育的議論と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、国は義務教育の国庫負担割合をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。現在も義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとする動きがあります。義務教育費国庫負担がなくなれば、自主財源の厳しい地方公共団体は、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える沖縄県は、非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育条件に地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。

記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。一、教職員定数改善計画をすみやかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充すること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年（2017年）6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。以上であります。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。休憩します。

休憩(午前11時01分)

再開(午前11時13分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第11. 陳情第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

○議長 宮城清政君 日程第11. 陳情第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題とします。まず、本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。陳情第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情。本件は、6月8日に本会議において本委員会に付託されたものであります。委員会では、6月9日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。処置に関しましては、のちほど意見書を提出します。提出者は、宮城寛諄議員でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第6号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第12. 意見書第5号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

○議長 宮城清政君 日程第12. 意見書第5号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを議題とします。まず、本件に関し提出者から趣旨説明を求めます。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 読み上げて提出したいと思います。意見書第5号 平成29年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員宮城寛諄。賛成者 南風原町議会議員玉城 勇、知念富信、花城清文、上原喜代子、大城真孝、赤嶺雅和。「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書 貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2018年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知のとおり、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。本県においては、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画も発表されています。海兵隊施設には、4,854名（平成29年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,734名（平成29年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。昨年の全国的な雇用情勢は、完全失業率は3パーセント台で推移しておりますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も46.3歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定であります。よって、貴職におかれましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成29年（2017年）6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 防衛大臣、厚生労働大臣。以上であります。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「進行」の声あり）

平成29年第2回定例会6月19日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第5号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第5号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第13. 陳情第8号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書

○議長 宮城清政君 日程第13. 陳情第8号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書についてを議題とします。まず、本件に関し総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第8号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書 審査の経過 本件は、6月8日に当委員会に付託されたものであります。委員会では、12日に委員会を開き提出団体である沖縄県社会保障推進協議会から3人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。平成30年4月から国民健康保険都道府県単位化によって生じる変更点の説明がありました。陳情として1点目に、今年8月に公表予定の事業費納付金標準保険料試算を早めて欲しいこと。2点目に、保険税を上げないこと等の5点の要請事項の趣旨説明がありました。その後、委員会で審査を行い、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。処置に関しましては、のちほど金城好春議員より意見書及び要請決議を提出いたします。以上です。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時37分)

再開 (午前11時37分)

○議長 宮城清政君 再開します。これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第8号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第14. 意見書第6号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

日程第15. 意見書第7号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

日程第16. 決議第3号 国民健康保険都道府県単位化に係る要請決議

○議長 宮城清政君 日程第14. 意見書第6号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書、日程第15. 意見書第7号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書、日程第16. 決議第3号 国民健康保険都道府県単位化に係る要請決議についてを一括議題といたします。まず、本件に関し提出者からの趣旨説明を求めます。14番 金城好春議員。

○14番 金城好春君 読み上げて提案させていただきます。意見書第6号 平成29年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員金城好春。賛成者 南風原町議会議員新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、大城 毅。国民健康保険都道府県単位化に係る意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書 2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、未だその試算内容が明らかにされず、各市区町村は来年の保険税がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。保険税がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。各市区町村には低所得者の保険税を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにもかかわらず、未だ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し、以下の内容について実現していただくよう要請します。1. 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。2. 2018年度以降も、現在以上に保険税を上げないこと。払える保険税にすること。3. 一般会計法定外繰入れ、保険税決定など市区町村における独自の権限を侵害しないこと。4. 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討す

ること。5. 国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年（2017年）6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

続きまして、意見書第7号を読み上げます。意見書第7号 平成29年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員金城好春。賛成者 南風原町議会議員新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、大城 毅。国民健康保険都道府県単位化に係る意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書 文面は、先ほどの第6号意見書と同様でありますので割愛します。1. 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。2. 2018年度以降も、現在以上に保険税を上げないこと。払える保険税にすること。3. 一般会計法定外繰入れ、保険税決定など市町村における独自の権限を侵害しないこと。4. 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。5. 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年（2017年）6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事。

続きまして、決議3号を読み上げて提案します。決議第3号 平成29年6月19日 南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員金城好春。賛成者 南風原町議会議員新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、大城 毅。国民健康保険都道府県単位化に係る要請決議 上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国民健康保険都道府県単位化に係る要請決議 この決議も意見書第6号と一緒にありますので割愛します。1. 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。2. 2018年度以降も、現在以上に保険税を上げないこと。払える保険税にすること。3. 一般会計法定外繰入れ、保険税決定など市町村における独自の権限を侵害しないこと。4. 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。5. 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。以上、決議する。平成29年（2017年）6月19日 沖縄県島尻郡南風原町議会 あて先 沖縄県議会議長。以上であります。皆様のご賛同、よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第6号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第6号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

○議長 宮城清政君 ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第7号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

○議長 宮城清政君 ただいま議題となっております決議第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより決議第3号 国民健康保険都道府県単位化に係る決議を採決します。本件について可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第17. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書

日程第18. 陳情第7号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求

平成29年第2回定例会6月19日

める陳情

○議長 宮城清政君 日程第17. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書、日程第18. 陳情第7号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情についてを一括議題とします。経済教育常任委員会、総務民生常任委員会の両委員長からお手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。両委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19. 決議第4号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第19. 決議第4号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成29年第2回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 (午前11時40分)